

西宮市私立高等学校入学給付金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市奨学基金設置条例（昭和37年西宮市条例第11号）第1条の理念にのっとり、私立の高等学校に入学を希望する者で、経済的理由により修学困難な者に対して学資として西宮市私立高等学校入学給付金（以下「入学給付金」という。）を給付するに当たり、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 入学給付金は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者で、入学の日までに申請を行った者に給付を行う。ただし、申請後、決定までの間に、当該各号に掲げる要件を満たさなくなった場合も、なお、給付を行うこととする。

- (1) 保護者（勤労学生等にあつては、本人）が本市に居住する者であること。
- (2) 保護者（勤労学生等にあつては、本人）が住民税所得割非課税（ただし、入学する日の属する年度（入学する日が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分とする）であること。
- (3) 次に掲げるいずれかの学校に入学予定であり、当該入学予定の学校にかかる入学金を支払った者又は入学金の支払いを免除された者であること。
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）又は高等専門学校で、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置した学校
 - イ 法第125条第2項に規定する私立専修学校高等課程（学校教育法施行規則第150条第3号の規定に基づき文部科学大臣が別に指定したものに限り）

(金額)

第3条 給付の額は、50,000円とする。

(申請)

第4条 入学給付金の給付を受けようとする者は、次に掲げる書類を入学の日までに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 私立高等学校入学給付金申請書
- (2) 保護者（勤労学生等にあつては本人）及びその配偶者が第2条第2号の要件を満たしていることを証明する書類
- (3) 入学金の領収書又はこれに代わる証明書類（入学金を免除された者にあつては、入学金が免除されていることが確認できる証明書）

(決定)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、審査の上、給付の可否の決定を行う。

2 教育委員会は、前項の決定を行ったときは、速やかにその旨を通知しなければならない。

(給付)

第6条 教育委員会は、前条第2項の規定による通知の後、速やかに入学給付金を給付するものとする。

(届出義務)

第7条 給付の決定を受けた者は、教育委員会に申請した事項に変更が生じたときは、直ちに教

育委員会にその旨を届け出なければならない。

(給付決定の取消し等)

第8条 教育委員会は、次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、入学給付金の給付の決定を取り消すことができる。

(1) 給付の決定を受けた者が偽りその他不正な方法により入学給付金の給付の決定を受けたとき。

(2) 給付の決定を受けた者が入学給付金の給付を辞退したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が給付の決定を受けた者に対し入学給付金の給付を行うことが適当でないと認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により給付の決定を取り消したときは、速やかにその旨を通知しなければならない。

3 前2項の規定により入学給付金の給付の決定を取り消された者は、既に入学給付金の給付を受けているときは、直ちに入学給付金を返還しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、令和7年1月1日から実施する。